

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、高知県内に地震・風水害その他による災害（武力攻撃及び緊急対処事態等の危機事象を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、公共施設における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に関して、高知県（以下「甲」という。）と高知県電気工業事業工業組合（以下「乙」という。）との支援事項について定めるものとする。

(支援事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の支援事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部並びに危機管理本部をいう。）を設置及びこれに準じた事態において、乙に対して支援要請を行ったときをもって発動する。

(支援要請の種類)

第3条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 公共施設の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 県内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、甲及び関係機関に通報すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

(支援要請の手続き)

第4条 甲は乙に対し、前条の規定の協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別添様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、後日速やかに「支援要請書」を提出するものとする。

- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検・改善に努めるものとする。
- 3 乙は、甲の支援要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(支援の実施)

第5条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、特別な事情が無い限り、直ちに支援を実施するものとする。

(復旧作業内容の確認)

第6条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」(別添様式第2)により報告し、相互に作業内容を確認する。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」を提出すること。

(復旧実施マニュアルの提示)

第7条 乙は甲の要請に対応するために、予め災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が、甲の要請により支援に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し甲が負担するものとする。なお、資材の価格、人件費は、適正な価格とする。

(市町村との協定)

第9条 乙は必要に応じて、市町村と協定を結ぶこととする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年 2月 16日

甲 高知市丸ノ内一丁目2番20
高知県知事

乙 高知市大原町87番地8
高知県電気工事業工業組合
理事長